

後ノ介の兵營が設けられており、地名は当時の名残と云われている。其の地名を氏姓とした古屋家の先祖は、或は中央から赴任してきた防人の高官であったのではないだろうか。

又また、勝馬氏の話では古屋家、古くは鶴見山お嶽神社をお守りしていた家系とか、お嶽神社は、鶴見山そのものを御神体とする自然神信仰の神社で、その信仰集団の中心人物が鶴見氏であったので、古屋家は或は鶴見氏に関係が有るのでは、とも考えられる。

なにはともあれ、古屋作兵衛家は、古くから由緒正しき名家として別府人の尊敬を集めており、建久七年（一

豊後明礬考(二)

天保の改革と明礬會所

入江秀利

明礬會所の設立

脇 儀助は、享保二十年（一七三五）唐明礬の輸入を五万斤に制限し、市場に出回りはじた国内産の明礬と

一九六）大友能直の豊後入国の際に最初の本陣が設営された豊後大友家の幕開け地と、四〇〇年後、義統による大友家最後の幕締め地が、くしくも同じ古屋園と云う因縁の地を、本拠とした古屋作兵衛家の家系は、現当主六代目古屋勝馬氏によって守り続けられているのである。

以上

参考資料

大分の歴史 別府の歴史 大友物語

立石天満天神社由緒記 大日本百科事典

もに一手に買い受けて精製し直し販売する許しを得た。

そして、江戸や大坂の奉行に「脇売」を禁じる町触れと多額の冥加金を上納して、江戸・大坂の二か所に明礬會

所の設立を許され、明礬専売の道を開いた。

會所の設立にあたっては、大坂の明礬販売商・近江屋五郎兵衛の協力と、幕府領の産業であることから和菓種御吟味掛丹羽正伯と日田代官岡田庄太夫や掛斐十太夫の助力が大きかったことは言うまでもない。

江戸・大坂に會所を設立して二十数年もたつと、明礬製造の技術も普及し諸国明礬の脇売が夥しくなつた。そこで、儀助は、宝暦八年の年季切り替えにあたり、これまでの運上銀十四貫六百八十四匁に一举に銀六貫目（約百兩）を上乗せして二十貫六百四匁の運上増しを願ひ出て會所をさらに京都・堺の二か所の増設を許可され、わが国で明礬の独占販売を完成した。当時、江戸南町奉行であった大岡越前守忠相の肩入れがあつたのか、勘定奉行加納遠州守・小笠原石見守の名とともに「我家奥儀録」にしばしば登場する。

江戸時代の明礬事情

野田・鶴見村明礬山に産する和明礬の品質は、公儀和菓御吟味掛丹羽正伯の御印紙（前号）にみられるように

すでに享保十四年（一七二九）には唐明礬に匹敵する程高められていた。二十年以降は唐明礬も諸国山明礬も精製し直して販売するなど、その技術も著しく向上していった。

和喜屋儀左衛門（二代目儀助）が明礬會所を仕切り、會所の全盛期を迎えた宝暦十三年（一七六三）に、幕府勘定奉行や日田御役所に差し出した報告の「書上控」の中から史料を拾ってみると、

まず、わが国諸国の明礬生産について、

一、野田山明礬一ケ年七万斤ほど出来仕り候 日和り至って宜し年には八・九万斤ほど出来候

一、久留嶋信濃守様御領分明礬山 儀助請負い仕り相稼ぎ候ところ 一ケ年に七万斤ほど出来仕り候

一、薩摩明礬山出高の儀斤数年々多少これあり極めて申し上げ難く候え共 前々三万斤または五万斤大坂へ登り候年も御座候 去々巳年五万五千斤余 去年年式万八千斤余大坂表にて買い取り申し候

一、肥前島原御領明礬山より一ケ年に壹万斤ほど出来仕

り候

一、肥後御領ならびに中川修理太夫様御領にも明礬山場所これあり候え共 当時は休山に御座候

一、相州箱根明礬の儀小山にて御座候 先年江戸會所え千斤余り出し申し候 町御触れこれなき以前は江戸表外商人え出し候え共 再び御町触れ以後は一向出し申さず候

一、すべて諸国山元出高の儀 年々多少御座候ゆえ極めて申し上げ難く候 この節右の通り申し上げ候え共 又々明年は斤数違い候段申し上げおき候

諸国山出明礬及び唐明礬の供給量を最大に見積れば、約二十七万一千斤になる。このうち別府で産出された豊後明礬が十六万斤であるから、その占める割合は約五九%になる。寛保二年より唐明礬の輸入が三千斤に減少され、以後輸入は殆ど止まってしまったので、豊後明礬の明礬市場に占める割合はほぼ七十%以上にもなった。

つきに、生産費及び卸値段については、

一、右(野田) 山出し明礬より製法仕上げ候 懸かり物共に一斤につき壹匁三分に相あたり申し候 付札にて

壹匁三分のうち七分は山元値段 壹分四厘は製法減目 八厘は製法雑用 九厘は入目 三分は銀元口銭 都合壹匁三分に相あたり申し候 外に江戸積みは運賃七厘あて相懸かり申し候

一、諸国山出し明礬買値段の儀 六・七分より壹匁まで買取り大坂において製法し直し候につき 減目・諸用入用壹斤につき八分三厘程相懸かり申し候 尤も下値に買取り取る分は性合悪しく減り方多く候につき下値に買取り候分も下値に売候と申すにてはこれなく 同値段に売り出し申候 付札にて

諸国明礬は野田山明礬より悪しく候ゆえ 貳分三厘余分に製法欠け多く相懸かり申し候

一、唐明礬の儀 当時沓ヶ年御きめ高四万五千斤あてにこれあり候え共 至って望み少なく相捌きかね漸く貳万七・八千斤くらい売り申し候ゆえ 相残る分は

和製法に仕り売り出し申し候（寛保二年より輸入が三千斤に減少される）

一、野田山元稼ぎ方の儀 あく灰豊後表にて調え足り申さず 日向・肥前表生木焼き候灰を廻船差し遣わし調え候に付き山元仕上げ高値に相当たり申し候 薩摩山元の儀は右のあく灰調えやすく候ゆえ元値段下値に相あたり申し候

明礬會所の売り値段については、

一、売高の儀 享保年中は一ケ年に拾壱・貳万斤ツツ売り候ところ 元文中は二十万斤も相捌き候え共その後段々売り減候につき寅年御町触れ願ひ奉り辰年再び御触れ相願ひ 願ひの通り仰せ付けられ候ゆえ御趣意を以て去々巳年より唐和明礬にて二十万斤程ツツ売り申し候

一、元文中は、値段貳匁四・五分に売り申し候え共その後段々相下がり当時唐和共に壹斤に付き壹匁八分ツツに売り出し申し候

明礬の會所売値は、一斤につき一匁八分であった。野田山明礬は卸値一匁三分八厘だから、江戸売りのばあい四分二厘、諸国山出明礬は一分六厘、唐明礬は九厘の御陰（利益）があった。

一、染草屋 紺屋 薬種屋 医師其の外諸国問屋え売り渡し申し候

一、明礬會所の儀 大坂は北堀江三丁目阿波屋佐右衛門・江戸堀五丁目近江屋五郎吉・京都は四条通り烏丸東え入町阿波屋佐右衛門・堺は櫛屋町近江屋五郎吉名前を以て相預け 私儀は江戸會所ばかりに名前差出し罷り在り候

以上のことから当時の有様を大まかにつかむことが出来る。

野田山の管理について

和喜屋儀助の家系は代々小浦村（日出町豊岡）の庄屋

職であった。會所設立後は弟を相続者に決め、自分は江戸會所に名前を連ね、かつ野田、鶴見の両明礬山で生産に精を出した。しかし、小浦村庄屋としても手腕を發揮した。明和五年（一七六八）三月に、御料・私領をとはず農民の救恤に励み、村方支配が行き届いているとして幕府より褒美として銀五枚が下賜された。

とくに享保十七年に西国一帯を襲った「うんか」の大発生がもたらした大飢饉においても、約一ヶ月にわたり米五十石余りを粥に炊き窮民に与えて乗り切った。これらは、明礬の販売により得た益金によるものである。

さきあげた「書上控」（宝曆十三年）によれば、

一、壹ヶ年総差し引き千兩の徳用に相見え候え共　この内を野田山御運上ならびに四ヶ所會所雜用相動
め申し候

とあるから、その利益もかなりあったことであろう。

とはいえ明礬の生産は、地盤の不安定な、しかも地獄の熱気のなかで行われる。地場普請や腐食した器具の補

填などにはかなりの設備投資が必要であったであろう。しかも、天日に左右されやすい産業であったからかなりの危険も伴っていたであろう。

くわえて、記録をみるかぎり、天明九年・天保九年の山汐は明礬地場や稼小屋を押し流した。また西国筋に大凶作をもたらした天保七年の長雨には、明礬の生産に大打撃を受けたことであろう。

老弱になった儀助は、儀左衛門を養子に迎えた。儀左衛門の後見人となった実父彈之丞・祖父禮助は度々大坂近江屋に借銀して急場をしのいだ。このことで、近江屋は次第に経済的優位な立場に立つようになった。宝曆八年（一七五七）十か年季の請負継願は初めて近江屋と連名で届出されている。これは、連携が蜜になったと云うよりは、この頃から双方の経済的な力関係に微妙な変化が生じたものと考えられる。

明礬會所の引退

天明元年（一七八一）、薩摩明礬の夥しい市場への流出に先行き不安を感じたのか、儀助（和喜）は自己の高

齡老哀と養子脇谷儀左衛門の若年を理由に、儀左衛門単
独名義の四十七か年季請負中にもかかわらず會所を引退
した。

案の定、翌二年には薩摩明礬會所が別に設けられて、
双方で運上金六十貫を分担して上納することになり、近
江屋の明礬販売独占体制が崩れ、当主の五郎兵衛は苦し
い立場に立たされた。これ以後脇谷儀左衛門は山方で生
産にのみを担うことになった。

若年の儀左衛門は、実父彈之丞（小浦村庄屋）の後見
で生産を続けるが、災害が多発したため山普請・諸道具
などの設備投資や掘子の人件費などで近江屋からの借銀
が高んだ。天保十一年より十三年にかけて雨が多く、明
礬の生産高は例年の四分一も達しなかったという。その
うえ會所引退により益金の幅も薄くなり、山元は次第に
困窮することになる。

ところが、天保十三年（一八四二）、幕府は、諸物価
の引下げをはかり、都市商業を独占する株仲間・間屋組
合を解散させて商人の自由な取引を許可する政策を断行
した。天保の改革である。儀左衛門にとっては起死回生

の好機到来である。

儀左衛門は、「幕府の運上金・冥加金を廃止して自由
な商行為を許す」という触れが出ると、早速、御預所おひかくしよで
ある肥前島原藩を通して幕府勘定奉行に野田山明礬の直
売願いを差し出した。更に翌天保十四年六月、幕府は明
礬會所に対して運上御免の触れを出し、諸国明礬山の直
売を許したので明礬が市場に出回るようになった。

これを受けて森藩は、儀助の懇願をしりぞけ鶴見村明
礬山を引き上げて、自領頭成かたむね（豊岡）の商人和泉屋専左
衛門に請負わせ藩直営とした。

いっぽう、野田村も、幕府の専売が解かれた以上野田
山明礬は小物成こものなり（雑税）を上納して地元村方ちんかたで生産すべ
きであり、他所・他村の者に委ねるべきでないとして、
独自に高松役所に嘆願した。

天保十五年八月に入ると、儀左衛門はついに倅儀助に
明礬五十箱を京都へ持ち登らせ直売を行なった。近江屋
にとっては黙認できない行為であった。

明礬売買関する差し繰れ

近江屋五郎兵衛は、幕府勘定奉行に儀左衛門の野田山明礬直売差し止めの訴訟を起こした。

訴状の趣意は、山方である協谷氏は、天明元年に會所を引退するときの約定で、明礬の生産・販売にかかわる権限を一切放棄していること。野田明礬山の所有権をもたぬ協谷氏は近江屋の下稼人に他ならない。したがって、天明元年以降に生産された明礬はすべて近江屋の所有に帰するもので、儀左衛門が直売できるものではないこと。また、山元に蓄えている明礬を即刻差し出すことなどである。

ついで、係争中の休山と、弾之丞への借銀の返済を強く要求した。

これに対して儀左衛門は、野田明礬山の開基が先祖であり、代々多大の私財を投じて山普請をしてきたこと。したがって天明元年の約定では會所を引退したままで野田山や山稼の権利までは放棄してない。その証拠に、先年、弾之丞が五郎兵衛の父より野田明礬山や稼道具を担保に借銀していると抗弁した。

当時、明礬の卸値は、一斤（百六拾目）につき銀八分

六厘余り、運上金や製法減・諸入用などの分として一匁三分余を加えて二匁一分六厘程であった。會所の販売価格は、これに冥加銀などを加えて三匁内外であったが、物価が高くなった当年春（天保十三年）には、一斤八匁内外の高値となった。

山元より直売できれば、元値に運上金・製法諸入用ともに一斤につき一匁八分五厘、これに利益として約二割加えて入念に仕上げても、二匁強で売り出すことができる。

儀左衛門は、幕府の直売御免の触れ以来諸国の明礬山は直売を始めており、直売による廉価提供は幕府の改革の趣意に沿うものであると主張した。

また、明礬生産の継続は地場の保全や道具の管理のためであり掘子の生活保証などからも、係争中の休山は無理であり、第一国益を害するとして山稼の継続を主張した。高松役所もこれを了承し、生産の継続を許したが、直売は禁止解決するまで山元で保管するよう厳命した。

幕府は、専売を離れた明礬會所の訴訟はもはや公事ではなく地方小物成にかかわる係争として、弘化二年その

管轄である御勝手方御掛松平河内守にゆだね、双方熟談のうえ内済方を指示した。

以後、高松役所が仲介の労を取ったが双方譲らず、嘉永三年（一八五〇）正月双方が折れて次のように内済が成立した。

- 一、野田村明礬山稼は儀左衛門が行なう
- 一、生産した明礬はすべて五郎兵衛へ引き渡す。
- 一、売捌き代銀の内一割五分は近江屋の取り分とし、残りは儀左衛門の取り分とする
- 一、運上銀は、近江屋が納め（野田村運上）、野田村の助成銀は儀左衛門がもつ
- 一、大坂までの運賃銀は儀左衛門がもち、その他運送費ほか入用は五郎兵衛がもつ
- 一、稼方荷物監視人・売捌方監視人を双方より一名出す
- 一、山方・売方何れかに違反があればその権利を失う
- 一、弾之丞の古借銀の返済は相互の話し合いで決める

生産地より遠く離れ、しかも山稼の技術をもたぬ近江屋と、山元で伝統的な技術をもつが、資金に乏しい儀左衛門では、もともと両立は不可能であった。

その後の明礬生産

双方の内済が成立した翌嘉永四年、幕府は改革政策に失敗して株仲間、問屋組合が再興された。そして安政三年八月、唐和明礬會所が近江屋ほか二名に許可された。

その後も金策におわれながらも山稼は脇屋氏・販売は近江屋と連携して経営が続けられたが、御一新後明治二年二月より山元稼及び販売ともに脇屋に帰した模様である。

貝原益軒の「豊国紀行（元禄七年）」に和明礬の製法についての見聞記がある。

立石の下に明礬を取る所あり 石を土中より掘り出すにはあらず 地中に温泉の出る所甚だ熱気ありて地上に熱気を吹きあぐ その所半町或いは一畝以上あり その上に土をおおいて気の出る穴をふさぎて数日お



湯の花小屋

けば 礬気むし上げ土の上に顕れ塩の如く白蠟に似たりその上をかき集めて大桶に水を入れ数日ひたし置いて後 しょうけ（竹籠）にてその上をこし去り 水を用いて大釜に入れ灰汁を加えて煮る時 固まりて砕ける水の如くなるを しょうけに入れ灰汁と薬を入れ煮れば即かたまりて礬石となる 塩を煮るが如し 土中よりふき出て塩の如くなる物を取りて癬瘡にぬればよくいゆる 近年日本にて明礬を煮る事此処より初まる 二十四・五年前にはじめて製す 鶴見村にも四ヶ所あり

明礬の生産は、これに代わる薬品の発明や生産コスト高などの関係から明治以後は次第に衰えた。むしろ、文中付点を打った明礬の半製品である「湯の花」の生産が盛んになり、別府を代表する特産品になった。「明礬」の地名は、かつて全国に名を馳せた野田・鶴見明礬山の名残を止めている。